

ドローンの動画を公開しました！



空から見た  
夏井千本桜  
(ドローン撮影)

皆さんお久しぶりです。地域おこし協力隊の菅原です。実は5月から旧アルパイン寮を改修した「小野町移住情報プラザ・つどっておのまち」に活動拠点を移す運びとなりました。そちらでもよろしくお祈りします。

さて、小野町には桜がいたるところにあります。実は去年、自分が知る限りの名のある桜をドローンで撮影していました。種まき桜、谷地の桜、館の桜、三又の桜、羽生の桜、お談様の桜、無量寺のしだれ桜、そして夏井千本桜。これらの桜の映像を編

集し、Youtubeで公開しています。ぜひ小野町地域おこし協力隊のFacebookなどからご覧ください。

そして桜が終わると今度はつつじのシーズンが到来します。町の花であるつつじ。高柴山山頂に群生しているのは皆さんご存知のとおりでしょう。ここも実はドローンで撮影していました。もちろん動画を編集し、Youtubeで公開しています。こちらもぜひ一度ご覧いただけると嬉しいです。

末筆になりますが、前回、前々回の協力隊活動記で執筆を担当した、穴戸夫妻が小野町の協力隊として新たに任命されました。彼・彼女らとともに、これから小野町を盛り上げたいと思いますのでよろしくお願い致します。

上記の桜の動画・

<https://youtu.be/sHJ0N4J8AtY>

上記のつつじの動画・

<https://youtu.be/lt6yUXQxE40>

## 国民年金コーナー

～国民年金保険料は過去5年分まで納められます～

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納付できる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。詳しい内容は、国民年金保険料専用ダイヤルまたは年金事務所までお問い合わせください。

### ◆2年以上前の保険料を納付するメリット

- ・受給資格を得られる場合がある。
- ・将来受け取る年金額が増額する。

779,300円

(4月時点の満額の年金額) ≒ 年額1,624円が  
480カ月(40年×12カ月) 増額となる

### ◆後納制度をご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方
- ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

※特定期間となっている期間は特例追納をご利用ください。

☎国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-050

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933